(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市火災調査事務取扱基準第5条第4項に基づき、火 災調査報告書に添付する現場写真に、デジタルカメラの画像を採用する場合 の必要な事項を定める。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) JPEG(ジェイペグ)方式 コンピュータなどで扱われる静止画像のデジタルデータを圧縮する方式をいう。
 - (2) トリミング 画像の一部をカットして画面の構成を整えることをいう。 (デジタルカメラの条件)
- 第3条 デジタルカメラは、有効画素数を500万画素以上とし、内蔵ストロボまたは外部ストロボを使用しての撮影が可能なもので、記録媒体は標準モードで撮影した場合に約100枚以上撮影が可能なものとする。

コンパクトカメラにあっては、レンズの焦点距離を広角側38mm以下が使用できるものとし、一眼レフカメラにあっては広角側28mm以下が使用できるものとする。(数値にあっては35mmフィルム換算)

(記録方式)

第4条 画像の記録方式は、原則としてJPEG方式(拡張子がJPGまたは JPEG)とする。

(画像の記録固定)

- 第5条 デジタルカメラで撮影した画像は、その都度各署所のパーソナルコンピュータ (以下「パソコン」という。) に取り込み、直ちに火災調査専用の記録保存用媒体 (以下「保存用ディスク」という。) に保存を行う。この操作は、書類作成前の総ての作業に優先させ、必要な画像を固定するとともに、画像消失等の事故防止を図ること。また、印刷時に画像のつなぎ合わせやトリミングをした画像についても保存を行うこと。
- 2 保存用ディスクに画像を固定した後は、保存用ディスクに画像が記録され

ていることを確認した後に、デジタルカメラの記録媒体に保存されている画像は直ちに削除する。また、パソコンに取り込んだ画像は外部に流出することのないよう十分注意し、火災原因調査書類が決裁された後に直ちに削除する。

- 3 保存用ディスクは、CD-RまたはDVD-Rを使用し、画像は発生年月日を付したフォルダにまとめ、保存用ディスクに随時保存すること。 (印刷)
- 第6条 画像は各署所でカラープリンターを使用して印刷し、プリント用紙は 光沢紙(フォト用紙)またはコート紙(スーパーファイン用紙)とする。ま た、カラープリンターの使用にあたっては、業務以外で印刷することのない よう十分注意すること。

(保存用ディスクの保管)

第7条 保存用ディスクは、火災番号、火災種別、発生日時及び発生場所等を 附し各署所で保管し、暦年終了時に火災調査係に管理を移すものとする。な お、保存用ディスクは永年保存とする。

(画像補正ソフト等の使用禁止)

第8条 付属ソフト等を使用しての画像補正は、色・コントラスト・明るさ・ 鮮やかさ・シャープネス等を除き禁止とし、画像のつなぎ合わせ、拡大20 0パーセント以内のトリミングは補正にあたらないものとする。画像を拡大 または縮小する場合は、縦横の比率が変わらないようにすること。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。